

労働部会の所掌する独立行政法人の概要

労働部会（4 法人）

労働者健康福祉機構	1
勤労者退職金共済機構	4
高齢・障害・求職者雇用支援機構	6
労働政策研究・研修機構	8

独立行政法人 労働者健康福祉機構の概要

1. 設立目的

療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2. 設立時期 平成16年4月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

役員 7名（理事長1名、理事4名、監事2名（うち、1名は非常勤））
職員 15,609名（本部111名、施設15,498名）

4. 業務概要

（1）療養施設の設置及び運営

労災病院（労災看護専門学校を含む）、労災疾病研究センター、勤労者予防医療センター、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいて労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション等を実施。

（2）労働者の健康に関する業務を行う者に対する援助等を行う施設の設置及び運営

産業保健推進センターにおいて、労働者の健康管理等についての知識及び技能に関する産業医、衛生管理者等への研修、情報の提供及び相談その他の援助を実施。

（3）未払賃金立替払事業

事業場の倒産等により未払となった賃金等を、事業主に替わって労働者に支払う事業を実施。

（4）リハビリテーション施設の設置及び運営

労災リハビリテーション作業所において、症状が固定した重度のせき損患者及び下肢障害者の自立更生のための事業を実施。

（5）納骨堂の設置及び運営

産業災害による殉職者の御霊を合祀するため霊堂を設置し、産業殉職者合祀慰霊式を実施。

～経過業務～

- (1) 療養施設の一部及び休養施設の移譲又は廃止業務
閣議決定等により決定された施設の移譲又は廃止の業務を実施。
- (2) 労働安全衛生融資に係る債権の管理及び回収業務
廃止した労働安全衛生融資の債権管理及び回収等業務を実施。

5. 施設等

労災病院	30 病院
労災疾病研究センター	13 施設
勤労者予防医療センター	9 施設
医療リハビリテーションセンター	1 施設
総合せき損センター	1 施設
産業保健推進センター	15 施設
労災リハビリテーション作業所	3 施設
納骨堂	1 施設

独立行政法人労働者健康福祉機構の概要

- 1 設立目的**

療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする
- 2 設立時期**

平成16年4月1日
特殊法人労働福祉事業団（昭和32年7月1日設立）から、独立行政法人労働者健康福祉機構に移行
- 3 役職員数**

15,616名（平成25年4月1日現在）
役員：7名（理事長：1名、理事：4名、監事：2名うち、1名非常勤）
職員：15,609名（うち本部：111名）
- 4 業務範囲**
 - 療養施設の設置及び運営
労災病院(労災看護専門学校を含む)、労災疾病研究センター、勤労者予防医療センター、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいて労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション等を実施
 - 労働者の健康に関する業務を行う者に対する援助等を行う施設の設置及び運営
産業保健推進センターにおいて、労働者の健康管理等についての知識及び技能に関する産業医、衛生管理者等への研修、情報の提供及び相談その他の援助を実施
 - 未払賃金立替払事業
事業場の倒産等により未払となった賃金等を、事業主に替わって労働者に支払う事業を実施
 - リハビリテーション施設の設置及び運営
労災リハビリテーション作業所において、症状が固定した重度のせき損患者及び下肢障害者の自立更生のための事業を実施
 - 納骨堂の設置及び運営
産業災害による殉職者の御霊を合祀するため霊堂を設置し、産業殉職者合祀慰霊式を実施
- 5 施設等**

労災病院（30病院）、労災疾病研究センター（13施設）、勤労者予防医療センター（9施設）、医療リハビリテーションセンター（1施設）、総合せき損センター（1施設）、産業保健推進センター（15施設）、労災リハビリテーション作業所（3施設）、納骨堂（1施設）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構の概要

1. 設立目的

中小企業退職金共済法の規定による中小企業退職金共済制度（一般の中小企業退職金共済制度、特定業種退職金共済制度）を運営するとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことを目的とする。

2. 設立時期 平成15年10月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

役員 6名（理事長1名、理事長代理1名、理事2名、監事2名
（うち非常勤1名））

職員 267名

4. 業務概要

（1）中小企業退職金共済制度

○一般の中小企業退職金共済制度

中小企業の従業員（雇用形態を問わない）を対象とし、事業主が金融機関を通じて毎月一定の掛金を納付すると、従業員が退職したときに、機構から直接当該従業員に退職金が支給される仕組みである。

○特定業種退職金共済制度

特定業種（厚生労働大臣が指定：現在、建設業、清酒製造業、林業の三業種）において期間雇用される従業員を対象とし、現場で働く期間雇用者が所持する共済手帳に事業主が雇用日数に応じ共済証紙（日額：建設業310円、清酒製造業300円、林業460円）を貼付し、当該期間雇用者が業界で働くことをやめたときに、機構から直接当該期間雇用者に退職金が支給される仕組みである。

（2）勤労者財産形成促進制度

○勤労者財産形成持家融資制度

勤労者の財産形成を促進し、生活の安定を図るため、財形貯蓄を1年以上行っている勤労者を対象に、勤労者本人が居住する住宅を建設、購入または改良するために必要な資金を、事業主等を通じて、財形貯蓄残高の10倍（最高4,000万円）まで低利で融資する仕組みである。

勤労者退職金共済機構の概要

[所在地] 東京都豊島区東池袋1丁目24番1号ニッセイ池袋ビル

[代表者] 理事長 額賀 信

[設立年月日] 平成15年10月1日

[役員数] 273名（平成25年4月1日現在）

[25年度予算額] 7,803億円（うち国からの財政支出額89億円）

[根拠法] 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）

[設立経緯]

昭和34年 7月 1日 中小企業退職金共済事業団設立。
昭和39年10月15日 建設業退職金共済事業を開始することに伴い、建設業退職金共済組合設立。
昭和42年 9月 1日 清酒製造業退職金共済事業を開始することに伴い、清酒製造業退職金共済組合設立。
昭和56年10月 1日 建設業退職金共済組合と清酒製造業退職金共済組合を統合して建設業・清酒製造業退職金共済組合を設立。
昭和57年 1月 1日 林業退職金共済事業を開始することに伴い、建設業・清酒製造業退職金共済組合を建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合に変更。
平成10年 4月 1日 中小企業退職金共済事業団と建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合を統合して勤労者退職金共済機構を設立。
平成15年10月 1日 独立行政法人勤労者退職金共済機構に移行。
平成23年10月 1日 独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に伴い財形業務等について独立行政法人勤労者退職金共済機構に移管。

[設立目的]

機構は、中小企業退職金共済制度の運営及び勤労者の計画的な財産形成の促進業務を行うことを目的とする法人として設置されるものである。上記の目的を達成するため、次の業務を行うこととされている。

- 1 中小企業退職金共済事業(附帯する業務を含む)を行うこと。
- 2 勤労者財産形成持家融資業務(附帯する業務を含む)を行うこと。

[業務概要]

1 一般の中小企業退職金共済制度

中小企業の従業員（原則として期間雇用者等を除く全従業員）を対象とし、事業主が金融機関を通じて毎月一定の掛金を納付すると、従業員が退職したときに、機構から直接当該従業員に退職金が支給される制度の運営。

2 特定業種退職金共済制度

特定業種（厚生労働大臣が指定：現在、建設業、清酒製造業、林業の三業種）において期間雇用される従業員を対象とし、現場で働く期間雇用者が所持する共済手帳に事業主が雇用日数に応じ共済証紙（日額：建設業310円、清酒製造業300円、林業460円）を貼付し、当該労働者が業界で働くことをやめたときに、機構から直接当該労働者に退職金が支給される制度の運営。

3 勤労者財産形成促進制度

勤労者の財産形成を促進し、生活の安定を図るため、財形貯蓄を行っている勤労者を対象に、事業主を通じて貯蓄残高の10倍（最高4,000万円）までを低利で融資する制度の運営。

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構の概要

1. 設立目的

高年齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高年齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高年齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務並びに求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、高年齢者等及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

2. 設立時期 平成15年10月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

役員 8名（理事長1名、理事長代理1名、理事4名、監事2名（うち非常勤1名））

職員 3,891名

4. 業務概要

（1）高年齢者の雇用支援に関する業務

- ① 高年齢者雇用に関する給付金の支給業務
- ② 高年齢者雇用に関する事業主等に対する相談その他の援助業務

（2）障害者の雇用支援に関する業務

- ① 障害者職業センターの設置運営業務
- ② 障害者職業能力開発校の運営
- ③ 障害者雇用納付金関係業務

（3）職業能力開発に関する業務

- ① 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター並びに職業能力開発総合大学校の設置運営等の業務
- ② 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に基づく職業訓練の認定に関する業務

（4）雇用促進住宅に関する業務（暫定業務）

- ① 雇用促進住宅を譲渡又は廃止する業務並びに譲渡等するまでの間の管理運営業務

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の概要

組織

- 役員員数 役員8名(理事長、理事5名、監事2名) ※監事については常勤1名、非常勤1名
職員3,891名(平成25年4月)
- 所在地 千葉県(本部)
- 組織 本部、広域障害者職業センター(2施設)、地域障害者職業センター(47施設)、職業能力開発総合大学校(1カ所)、職業能力開発促進センター(61カ所)、職業能力開発大学校(10カ所)等
- 予算 国からの財政支出額 791億円(平成25年度予算)

事業概要

- 高齢者の雇用支援に関する業務
 - ・高齢者雇用に関する給付金の支給業務
 - ・高齢者雇用に関する事業主等に対する相談その他の援助業務
- 障害者の雇用支援に関する業務
 - ・障害者職業センターによる職業リハビリテーション(職業評価、職業指導、職業準備支援)の技法開発・実施
 - ・障害者職業能力開発校の運営
 - ・障害者雇用納付金の徴収及び調整金・報奨金、助成金の支給
 - ・障害者雇用に関する相談援助、アビリンピックの開催等
- 職業能力開発に関する業務
 - ・離職者・在職者・学卒者に対する公共職業訓練の実施等
- 求職者支援訓練の認定に関する業務
 - ・求職者支援訓練の認定や求職者支援訓練の実施機関に対する助言・指導の実施等
- その他
 - ・雇用促進住宅を譲渡又は廃止する業務並びに譲渡等するまでの間の管理運営業務

独立行政法人 労働政策研究・研修機構の概要

1. 設立目的

労働政策についての総合的な調査及び研究等並びにその成果の普及を行うとともに、その成果を活用して厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資することを目的とする。

2. 設立時期 平成15年10月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

役員	5名（理事長1名、理事2名、監事2名（うち非常勤1名））
職員	112名

4. 業務概要

（1）労働政策についての総合的な調査及び研究を行うこと

※ 現在の中期目標期間（平成24年4月から平成29年3月まで）においては、中長期的な労働政策の課題に係る「プロジェクト研究」、厚生労働省からの要請に基づいた重要性の高い新たな政策課題に係る「課題研究」、厚生労働省の緊急の調査ニーズに迅速・的確に対応するための「緊急調査」を実施。

（2）労働政策についての情報及び資料を収集し、及び整理すること

（3）労働政策の研究促進のため、研究者及び有識者を海外から招へいし、及び海外に派遣すること

（4）調査研究結果等の成果の普及及び政策の提言を行うこと

（5）厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員等に対する研修を行うこと

独立行政法人 労働政策研究・研修機構について

法人の概要

目的 内外の労働問題や労働政策について、総合的な調査研究等を行うとともに、その成果を活用した労働行政担当職員等に対する研修を実施すること。

設立年次 平成15年10月

※日本労働研究機構(特殊法人)及び労働研修所(厚生労働省の施設等機関)を整理・統合して発足。

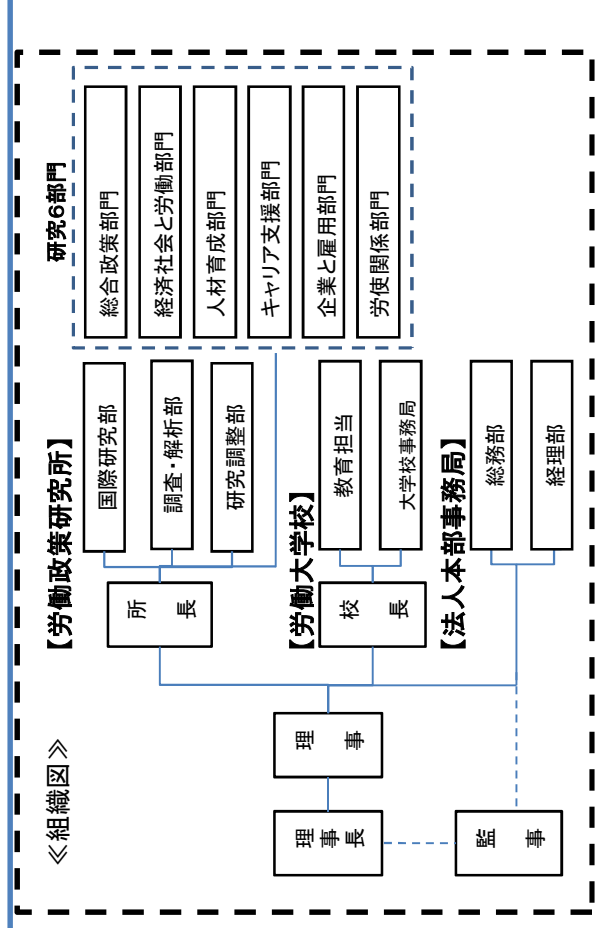
所在地 法人本部・労働政策研究所: 東京都練馬区上石神井
労働大学校: 埼玉県朝霞市

理事長 菅野和夫(東京大学名誉教授、前中央労働委員会会長)

役員 5人(理事長、理事2、監事2(うち1は非常勤))

職員 112人(平成25年4月1日)

予算額 約24億円(平成25年度予定額(運営費交付金))



業務の概要

○労働政策の総合的な調査研究

労働行政分野の政策課題(雇用、労働条件、人材育成、労使関係等)について、体系的・継続的な研究を実施し、政策の企画、立案及び推進をサポート。

【サポートの具体例】

- ・「今後の派遣労働者制度の在り方に関する研究会」に研究員自身がメンバーとして参画し、派遣労働者等への調査研究をベースに提言を行っている。また、同研究会では、諸外国の労働者派遣についても、研究員が報告を行う等、研究会における政策議論に貢献している。
- ・「雇用政策研究会」において研究員が委員として参画し、若年者雇用に関するこれまでの研究成果をベースに意見を述べるなど、報告書のとりにとめ貢献した。

○労働行政職員研修

第一線の労働行政職員(ハローワーク、労働基準監督署等)を対象に、一般研修・専門研修・管理監督者研修を実施。

※平成25年度当初計画予定では、研修コース数75コース、3,481名の受講者を対象に実施。

※労働政策研究を実施している機構が労働大学校を運営することにより、研究と研修を連携・融合し、研究成果の研修への反映や、研修を通じて吸い上げた現場の問題意識の研究への反映が図られ、相乗効果を上げている。